## 07 財務省(構造改革特区第22次 再検討要請).xls

| 管理コート  | 要望事項<br>(事項名)                 | 該当法令等                           | 制度の現状  | 求める措置の具体的内容   | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 措置の<br>分類 |   | 再検討要請  | 提案主体からの意見   | プロジェクト名 | 提案<br>事項理<br>番号                           | 提案主体名            | 都道府県 | 制度の所管・関<br>係府省庁 |
|--------|-------------------------------|---------------------------------|--|---|--|-----------|---|--|---|---------|---|------------------|------|-----------------|
| 070010 | 寒冷地帯でのどぶろく特区<br>要件の緩和         | 酒税法第7条第2項、<br>構造改革特別区域法<br>第28条 | ル)に達しない場合には、製造免許を<br>受けることができない。<br>構造改革特別区域内において、農林<br>漁業体験民宿業その他酒類を自己<br>の営業場において飲用に供する業を  | 例「どぶろく」があります。認定の条件はいろいろありますが、基本的には自作のコメを原材料にすることとされています。コメを作ることのできない寒冷地帯での地域に応じたコメ  | 私の住んでいる地域は、世界自然遺産・知床を抱える北海道の東部に位置する斜里町です。この地域はコメを作ることのできない寒冷地帯で、水田はゼロ、農業の主力は「でんぶん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作3品となっています。特に「でんぶん原料イモ」は、開和時代から農家の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんぶんを製造するでんぷん工場は斜里町だけでも昭和30年代の最盛期には大小合わせて100以上もあり、時代の変遷を経て現在は北海道内で17、75 兵剣里町二件の工場数ですが、肥よくな土地と豊富さ地下水に恵まれた条件下の製品は最高品として知られている。このでんぷんと発芽小麦を受けれている。このでんぷんと発芽小麦に大い一変であります。でんぷんと発芽小麦に大い、カース・アーストーブの火を落とせなかったこの地にあっては農作業の疲れを遭す時間でもったと思います。斜里町には大自然に再まれた農業・漁業・林業・側光産業があり、特産の野菜や魚、農畜水産加工品を食しながら「でんぷんどぶろく」を飲み、大自然の中で友と語り合う時間は貴重で素晴らしいと思う。コメのできない地域でも、特産品のでんぷんを送りたり、大自然のため、大自然の大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、  | С         | とされている。<br>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れないい規<br>模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難<br>どなることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねな<br>いことから、構造改革特정における酒税法の特例では、その対象酒類が限  | 用せず主ない<br>おとしない<br>料の最いの<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の<br>の |   |         | 1<br>0<br>0<br>2<br>0<br>1                | Α.               | 北海道  | 財務省             |
| 070020 | 酒類の製造免許の要件緩和<br>(最低製造数量基準の緩和) | 酒税法第7条第2項、<br>構造改革特別区域法<br>第28条 | 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見入数量が一定量(単式蒸留しようちゅうは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 農林漁業体験長行ることができない。 農林漁業体験長において飲用に供する業を登む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自己の酒類の製造場において自己の酒類の製造場において自己の酒類の製造場において自然を製造力するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。 | 提供販売する場合には、酒税法の<br>酒類製造免許に関する年間最低製<br>造数量基準(十キロリットル)を適用<br>しない特例制度を求めるものであ  | 弊社が所在する茨城県は、生産量ペースで全国第5位、関東では第1位となる、そばの主要産地であり、茨城県の奨励品種である「常陸秋そば」は、その品質の高さから世間的な評価も高、地域およしの題材としても魅力的な素材として認識されている。都市農村交流及び農業の活性化を推進する観点から、「常陸秋そば」を活用した新たな商品として、そば兵館に乗り自ら物選合することが当ましい。一方で、現在の酒税法に基づ気無観達な量での生産は非常に困難であることから、特定の農家が自ら生産したそばを原料とした焼酎乙煙を製造し、提供及び販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度するとは、活税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度するとは、活税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度するとは、活税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度であることが、最近のである。地域性豊かなそば焼酎を提供することは、そばの付加価値を高め、農業の大次産業の連携を強化し、地域活性化に資することが、財待できる。なお、過去に同様の提案があった際には、「すなわち、現行の濁酒に係る製造発的所得できる。なお、過去に同様の提案があった際には、「すなわち、現行の濁酒に係る製造発的で新しているものである。」として、対応不可とないでは、既に各地で製造されており製造委託が可能であることか、保存や流通も容易であることなどから、対象面積は濁酒に限定されているものである。」として、対応不可となっているが、当該提案の後、ワインやリキュールについて濁酒特区と同様、類似の条件による特例制度による要件緩和がなされていることを踏まえて検討されたい。 | С         | 模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難  | からの意見を<br>踏まえ、再度<br>検討し、回答<br>されたい。  | 先に規制緩和がなされた「特産品しょうちゅう」の事例を確認したところ、施設整備で最も大きな要素を占める単式蒸留釜の価格は100万円台前半からであり、その他の設備を含め、全体的に見ても満着等の製造設備と比して、著しり、その他の設備を含め、全体的に見てもあるとおうに対し、「特定品しょうちゅう」は最低製造数量として年間10kが前提であるが、弊社提案内容ではす主原収えなるでは事が自安生産であることもは可能であると考えられる。また、構造改革特区とは地方公共団体が自発的な立案に基づき、支行をもつ実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であることを踏まえ、再度検討されたい。 |         | 1<br>0<br>1<br>3<br>0<br>1<br>0           | 限会社 森ファー<br>サービス | 茨城県  | 財務省             |
| 070030 |                               | 酒稅法第7条第2項、<br>構造改革特別区域法<br>第28条 | 定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。<br>構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己<br>の営業場において飲用に供する業を   | 事業のみでなく、農業団体にも要件<br>緩和を求めるものである。農業団体<br>及びその加盟農業者において、自己<br>が生産する米を原料として、どぶろ<br>くくその他醸造酒」の製造免許を申<br>請した場合に、酒類の製造免許に<br>係る最低製造数量基準(年間6キロ | 町内農業者60名による任意団体であるニセコビューブラザ直売会及びその加盟農業者が自ら生産する米を原料として、農作物の減産期を中心に濁酒を小規模ながらも製造し、道の駅ビューブラザ直売会で販売することにより地域の活性化を図る。 提案理由: (1)単一作物の大産地に対しニセコ町は山間部に位置するため少量多品種の生産しかできず、そのデメリットは大きい。農家の所得は低く、農家人口は年々減少している。さらに、ニセコビューブラザ直売会では作物の採れない冬場の売上げを確保することが緊急の課題である。農業者の所得地に高サライる6次産品の登場が期待されている。(2)地域で生産される6次産品に対する観光をの関心は高、観光事業者からも本当の地域の地酒が期待されている。(3) ニセコ町では地域の米を使って町外の酒造会社に清酒の製造を委託している事例がある。しかし、町外での製造では真の6次産品の産出及び地産地消の実現とは言いがたく、地域活性化に結びついていないのが実状である。 (4)農家民治・農家レストランの運営は農業者の負担が大きく、特定農業者になり特定消費の製造事業を行うにはハードルが高い。 当時間と会社機能が事務局に集約されている直売所を営む農業団体であれば、税務当局による実態の把握が可能である。また、当該直売所以外では販売しないという措置をとる。さらに直売所の売上げを通じたコストの回収が容易であり、納税に支障をきたすことは無い。   |           | 構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の模行など、酒税制度の機幹に影響を及ぼしわねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、原料コストの低減や宿泊代金等を通じたコストの回収が容易である、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことさらには、②農家民宿等におけるその他の醸造面(いわゆるどぶろく)の提供を通し、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。 現行の酒税法の特例では、「自ら生産した米又はこれに準ずるものを生産する農業者には、農業を営者の同民競除等でその農業経営者が行う米の生産に従事する者のほか、農業生産法人の組合員、社員又は株主でその農業生産法人が行う米の生産に従事もしている者も含むこととされている。今回のご提案ではどのような形態で酒類の製造事業を計画されているのか等、その内容が必ずしも定かではないことから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談していただきたい。 |  |   |         | 1<br>0<br>2<br>2<br>2<br>直<br>0<br>1<br>0 | セコビューブラザ<br>売会   | 北海道  | 財務省             |
| 070031 | 海沿安垣に 関わる原料の対                 | 酒稅法第7条第2項、<br>構造改革特別区域法<br>第28条 | 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場でとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の影を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。果林 横造改革特別区域内において、農林 漁業 体験において数用に供する業を登む農業場において数用に供する業を登む農業場において数用に供する業を登む農業者が、当該構造 政事特別として特定酒類の製造場において数目に所在する自己の酒類の自己を担保に新なるする。                             | その他の原料にも要件緩和を求め   | 以下のものも特定酒類として認める。水、じゃがいもを原料として発酵させたもので、こさないもの。水、とうもろこしを原料として発酵させたもので、こさないもの。水、ひえを原料として発酵させたもので、こさないものとしません。ことにより都市と農村の交流を促進する。(じゃがいも濁酒はかつてこの地域で飲まれていたと伝わるもの。ひえ濁酒は先住民アイヌの伝統的なお酒である) (2)とうもろこしは地域の主産物の一つであるが、廃棄処分となるものも多い。濁酒の原料とすることで資源の有効活用及び農家の所得向上に寄与する。  | С         | 酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採箕の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準の落分では、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。  |  |   |         | 1<br>0<br>2<br>2<br>2<br>直<br>2<br>0      | セコビューブラザ<br>売会   | 北海道  | 財務省             |